

# FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

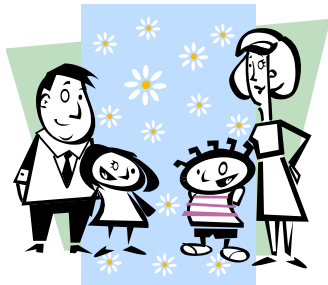
親不幸者に相続させたくない！

平成29年 6月号

**親**が亡くなった場合、誰が相続人になるかは民法で決められています。しかし、中には、とんでもない親不孝者がいて、自分が死んだ時その子にだけはビター文相続させたくないと思う場合もあるでしょう。そんな場合、その子に法定相続人として

財産を取られてしまうことを防ぐ方法はないのでしょうか？ ●まず考えられる方法は、その子に取られるくらいなら親孝行な子や孫へ全財産を遺し、その子には一切相続させないと書いておく「遺言」ですが、残念ながら民法には遺留分という制度がありますので、確実に他の相続人と争いになり、結果法定相続分の2分の1は取られてしまうでしょう。 ●やはりどうしても一切の相続を阻止したい場合に、民法は、①相続人の排除②相続欠格という、相続人の資格を奪う2つの制度を定めています。 **相続人の排除**とは、「親を虐待した」「重大な侮辱を行った」「その他著しい非行があった」相続人に対して、相続人資格を奪うことができる制度です。

●**排除手続き**は、①自分で家庭裁判所に申立てて、これを認めてもらい役所に届ける方法と、②遺言を用いて行う2つの方法がありますが、いずれにしても自分の意思で相続人の排除をすることになります。相続人が他の相続人を排除するようなことはできません。遺言を用いて行う場合は、遺言書に「〇〇を相続人から排除する」と書き、死後、遺言執行者が相続人



を排除する手続きを家庭裁判所に対して行えるよう、必ず遺言執行者を定めるようにします。万一、遺言執行者がいない場合は、他の相続人が裁判所に遺言執行者の選任を申立てます。尚、遺言書には家庭裁判所が客観的な証拠に基づいて排除の可否について審査できるよう、誰がみてもその相続人の権利を奪ってよいと思われる排除の根拠をできるだけ明確に書くようにします。因みに、排除の対象となるのは、遺留分が認められている、子や配偶者・親までで、遺留分のない兄妹は対象になりません。兄妹が相続をするのを防ぐには、遺言で他の人に全部相続させるとすれば、それで済むからです。

●**相続欠格**とは、法律上その人に財産を相続させることが正義に反すると思われるようなことを行った相続人からは、法的に相続権を奪う制度です。相続予定人が、親や先順位の相続人を殺したり、遺言を詐欺や脅迫によって自分の都合のよいように変えさせたりした場合はもちろんですが、つい出来心で、遺された遺言を、偽造・変造・破棄・隠蔽したりした場合も法律上当然に相続権を失います。(TVドラマではよく見るシーンですが、犯人の相続人は重大なリスクを冒していることになります) ●しかし、この2つの制度で注意しなければならないのは、相続の排除・欠格の対象となった相続人は相続権を失うが、その相続人に子(自分の孫)がいた場合は、その子が代襲相続人となって相続権を失った人の分を相続できてしまうことです。もちろん遺留分の主張もできます。つまり、せっかく自分の子を排除できたとしても、その子供(孫にあたる)が相続すれば、その親子間で内部的に受け渡すことによって、排除した意味がなくなってしまう恐れがあることを考えておかねばなりません。